

京都府

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		6.2E-3	5.8E-1	7.3E+1	74.0
64	エトフェプロックス	4.0E+1	1.0E+1	3.4E+1	1.7E+1	101.1
117	テブコナゾール				6.2E+0	6.2
139	トラロメリン			3.5E+0	2.0E+0	5.5
140	フェンプロパトリン			4.8E+0		4.8
153	テトラメリン	3.5E+2	7.3E+0	4.4E+2		795.3
181	ジクロロベンゼン	7.0E+2	1.6E+2			856.7
225	トリクロロホン		5.3E+0			5.3
248	ダイアジノン		4.9E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.2E+2	5.9E+0		129.6
252	フェンチオン	7.8E+0	4.7E+1	7.8E+0		62.9
256	デカン酸				1.0E-1	0.1
350	ペルメリン	6.5E+1	3.2E+1	6.9E+1	5.8E+1	223.4
405	ほう素化合物		5.8E-1	5.9E+1	2.9E+0	62.5
427	カルバリル			3.1E+2		313.6
428	フェノプカルブ			1.9E+2	1.8E+2	372.5
457	ジクロロボス	1.4E+2	5.3E+2			672.6
合 計		1.3E+3	9.2E+2	1.1E+3	3.4E+2	3686.4

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等